

事 務 連 絡
令和年 1 1 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属中学校，附属高等学校，附属中等教育学校又は 御中
附属特別支援学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条 第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

運動部活動用指導手引について

平成 30 年 3 月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引の作成・公開を位置付けており、スポーツ庁においては、当該指導手引の作成・公開を各競技団体に依頼しているところです。この度、下記の中央競技団体が作成した指導手引が公開されましたので、スポーツ庁ホームページに掲載しました。

各学校において当該手引も活用した合理的で効率的・効果的な運動部活動の推進が図られるよう、各位におかれては、よろしくお取り計らい願います。

記

- ・公益財団法人日本ソフトテニス連盟
- ・公益財団法人日本バレーボール協会

(スポーツ庁ホームページ)

URL: http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm

【本件担当】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

スポーツ庁政策課学校体育室

運動部活動推進係 廣瀬，渥美

電話 03-6734-3777 (直通)

E-mail staiiku@mext.go.jp